



# その荷物、大丈夫ですか?



寄居警察署管内の「車上ねらい」発生状況

平成26年 (1~12月)	平成27年 (1~6月)
20件	36件

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

### の更新申請をお忘れなく

皆さんの申請に基づき交付している限度額適用・標準負担額減額認定証は、7月31日(金)が有効期限となっております。継続して交付を希望する方は、次の書類等を持参のうえ、8月中旬に町民課国民健康保険担当窓口へ申請してください。なお、9月以降に申請をされた場合は、発効日は申請月の1日からとなりますのでご注意ください。

#### 限度額適用認定証

国民健康保険では、世帯の所得状況に応じて、医療費の同月内の自己負担限度額が設けられています。あらかじめ交付を受けた限度額適用認定証を医療機関の窓口提示すると、一カ月の医療費は自己負担限度額までの支払いとなります。

ただし、国民健康保険税に滞納のある世帯の70歳未満の方には、認定証が交付されない場合があります。

なお、70歳以上の方は、下部

右側の表の低所得者ⅡおよびⅠに該当する方のみ交付されます。

#### 標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食事代が減額されます。

持参するもの／寄居町国民健康保険被保険者証、期限の切れた限度額適用・標準負担額減額認定証

問い合わせ／町民課 (☎581・2121内線113~115)へ。

70歳以上の自己負担限度額 (月額)

	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み所得者※1	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ※2	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ※3	8,000円	15,000円

※1.同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方(自己負担割合が3割の方)です。  
 ※2.同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方です。  
 ※3.同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方です。

70歳未満の自己負担限度額 (月額)

総所得金額等※が901万円を超える	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%
総所得金額等が600万円を超え901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%
総所得金額等が210万円を超え600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%
総所得金額等が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	57,600円
住民税非課税	35,400円

※同一世帯の国保被保険者の基礎控除後の総所得の合計額をいいます。なお、所得の申告がない場合は「総所得金額等が901万円を超える」と見なされます。

入院時の食事代の標準負担額 (1食あたり)

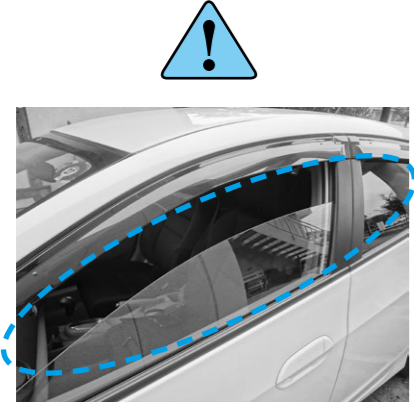
一般 (下記以外の方)		260円
・住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
	90日を超えた入院※ (過去12カ月の入院日数)	160円
70歳以上で低所得者Ⅰ※3		100円

※過去12カ月の入院日数が90日 (減額認定証の交付を受けた日以降の日数)を超えた場合は、窓口へ申請してください。

### かけたドアキー 持った手荷物 離れる前に再確認!

寄居警察署管内では、今年に入って車上ねらいが増加しています(半年で、昨年1年間の被害件数の約2倍)。被害にあわないための3カ条を参考に、しっかりと防犯対策をしましょう。

- ### 車上ねらい被害にあわないための3カ条
- その1** わずかな時間でも車から離れるときは必ず鍵をかけましょう。コンビニやスーパーなどでの買い物中、または農作業中の被害も増えています。たとえば、わずかな時間でも面倒がらずに必ず鍵をかけましょう。
  - その2** バッグや財布を車内に放置しないでください。外から見える場所に現金やバッグなどを置いてある車が犯人に狙われます。また、ダッシュボードなどに小銭を置いておくことも絶対にやめましょう。
  - その3** 自宅の駐車場における被害も増えています。駐車場にはセンサーライトや防犯カメラの設置が効果的です。



問い合わせ／寄居警察署生活安全課 (☎581・0110)、または生活環境エコタウン課 (☎581・2121内線221)へ。